

平成23年第3回永平寺町議会定例会議事日程

(1日目)

平成23年8月30日(火)

午後2時00分 開 議

1 議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
(町長招集あいさつ)
- 第 3 報告第 3号 平成22年度永平寺町財政健全化判断比率等の報告について
- 第 4 議案第27号 平成22年度永平寺町一般会計及び特別会計の決算認定について
- 第 5 議案第28号 平成22年度永平寺町上水道事業会計の決算認定について
- 第 6 議案第29号 平成23年度永平寺町一般会計補正予算について
- 第 7 議案第30号 平成23年度永平寺町介護保険特別会計補正予算について
- 第 8 議案第31号 平成23年度永平寺町簡易水道事業特別会計補正予算について
- 第 9 議案第32号 永平寺町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第10 議案第33号 永平寺町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第11 議案第34号 町道の路線廃止について
- 第12 議案第35号 町道の路線認定について

2 会議に付した事件

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
(町長招集あいさつ)
- 第 3 報告第 3号 平成22年度永平寺町財政健全化判断比率等の報告について

第 4 議案第 27 号 平成 22 年度永平寺町一般会計及び特別会計の決算認定
について

第 5 議案第 28 号 平成 22 年度永平寺町上水道事業会計の決算認定につい
て

追加日程第 1 発議第 3 号

決算特別委員会の設置について

第 6 議案第 29 号 平成 23 年度永平寺町一般会計補正予算について

第 7 議案第 30 号 平成 23 年度永平寺町介護保険特別会計補正予算につい
て

第 8 議案第 31 号 平成 23 年度永平寺町簡易水道事業特別会計補正予算に
ついて

第 9 議案第 32 号 永平寺町税条例の一部を改正する条例の制定について

第 10 議案第 33 号 永平寺町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正
する条例の制定について

第 11 議案第 34 号 町道の路線廃止について

第 12 議案第 35 号 町道の路線認定について

3 出席議員（17名）

1 番 小 畑 傳 君

2 番 滝 波 登喜男 君

3 番 金 元 直 栄 君

4 番 齋 藤 則 男 君

5 番 長 岡 千恵子 君

6 番 原 田 武 紀 君

7 番 川 治 孝 行 君

8 番 川 崎 直 文 君

9 番 多 田 憲 治 君

10 番 上 坂 久 則 君

11 番 長谷川 治 人 君

13 番 松 川 正 樹 君

14 番 渡 邊 善 春 君

15 番 伊 藤 博 夫 君

- 16番 上田 誠 君
 17番 酒井 要 君
 18番 河合 永 充 君

4 欠席議員（0名）

5 永平寺町議会に説明のため出席したものの職、氏名

町	長	松本文雄君
副町	長	田中博次君
教 育	長	青山慶行君
消 防	長	中村勘太郎君
総 務 課	長	布目洋一君
企 画 財 政 課	長	山村岩夫君
会 計 課	長	立花紀子君
監 理 課	長	南部顕浩君
税 務 課	長	山田和郎君
住 民 生 活 課	長	市岡栄二君
環 境 課	長	勝見隆一君
福 祉 保 健 課	長	岡本栄一君
子 育 て 支 援 課	長	伊藤悦子君
農 林 課	長	小林良一君
商 工 観 光 課	長	酒井圭治君
建 設 課	長	山下 誠 君
上 水 道 課	長	山本清美君
下 水 道 課	長	清水 満 君
健康福祉施設整備室	長	山田幸稔君
永平寺支所	長	椋山 勇 君
上志比支所	長	茶谷重敏君
学 校 教 育 課	長	末永正見君
生 涯 学 習 課	長	長谷川 伸 君

6 会議のため出席した職員

議 会 事 務 局 長 南 部 辰 夫 君
書 記 山 田 孝 明 君

～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～

(午後 2時00分 開会)

～開 会 宣 告～

○議長（河合永充君） 開会に当たりまして一言ごあいさつ申し上げます。

去る8月25日、町長より平成23年第3回永平寺町議会定例会の招集告示がなされ、早速ご案内を申し上げたところ、各議員におかれましては、連日の猛暑が続く中、ご健勝にて一堂に会し、ここに本議会が開会できますことを心より厚く御礼申し上げます。

なお、本日傍聴に来庁されました皆様には、本町議会に関心を持たれていますことまことに喜ばしい限りであります。どうか傍聴の際は傍聴心得を熟読されまして、ご協力お願い申し上げます。

なお、地球温暖化防止対策として省エネのため、国、県で取り組みを行っている夏のエコスタイル期間に伴い、本町においても議会開催中の服装はノーネクタイ、ノー上着で臨んでおりますので、ご理解のほどお願い申し上げます。

ただいまの出席議員は17名で定足数に達しております。

これより平成23年第3回定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

ご報告いたします。

議員竹澤一敏君が、去る7月5日逝去されました。まことに哀悼痛惜のきわみにたえません。

この定例会において追悼の言葉を贈り、黙禱をささげ、改めてご冥福をお祈りしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（河合永充君） 異議なしと認めます。

それでは、議会を代表して追悼の言葉を酒井 要議員にお願いしたいと思います。指名いたします。

17番、酒井議員。

○17番（酒井 要君） ただいま議長からのご報告のありましたとおり、本町議員竹澤一敏議員は、7月5日、金沢大学附属病院において逝去されました。まことに痛惜の念にたえません。

ここに私は、皆様のご同意を得、議会一同を代表して謹んで哀悼の言葉を述べたいと思います。

平成23年第3回定例会開会に当たり、いま一人12番議席には、ありし日の

容姿とけいがいに接することもできず、議員一同惜別の情を禁じ得ないところでございます。

君は、天資温容、誠実にして人望すこぶる高く、常に公共の念厚く、地元住民は申すに及ばず、衆望の寄せるところ平成14年に旧永平寺町議会議員に初当選の栄に輝かれ、以来3期連続してご当選になり町政の推進に参画されていたのであります。

この間、副議長、各種常任委員会委員、予算特別委員長など、これら数えるに枚挙にいとまもなく、常に君が信条とする町勢発展のために献身的な努力を傾注されました幾多の功績は、必ずや後世にその名をとどめ置かれるものと信じてやまないものである。

思い起こせば、6月定例議会には12番議席の君の姿を見たときに気がかりでありましたところ、日を追って病魔の侵食させるところにより、ご家族の御手厚い日夜にわたる看護とその薬石も効なく、議員としての大成を嘱望されていた身をもって遂に不帰の客となられましたことは、返す返すも痛惜にたえません。

ここに君がありし日の面影をしのび、整然のご功績をたたえ、ひたすら泉下の平安とご遺族並びに永平寺町の前途に限りなきご加護を賜りますことをお願いいたします。追悼の言葉といたします。

○議長（河合永充君） 次に、故竹澤一敏議員にご冥福を祈り、謹んで黙禱をささげたいと思います。全員ご起立ください。

黙禱を始めます。

（黙禱）

○議長（河合永充君） 黙禱を終わります。

ありがとうございました。ご着席願います。

暫時休憩します。

（午後 2時08分 休憩）

（午後 2時20分 再開）

○議長（河合永充君） 休憩前に引き続き再開いたします。

まず、会議事件の説明者として、町長、副町長、教育長並びに各課長の出席を求めてあります。

また本日は、決算認定についてを上程いたします関係上、代表監査委員に出席をいただいておりますので、ご報告申し上げます。

次に、例月出納検査の結果が監査委員より提出されており、その写しを皆様のお手元に配付してありますので、ご報告にかえさせていただきます。

次に、本議会に提出されました案件は、町長提出として報告1件、決算認定2件、補正予算3件、条例の一部改正2件、町道の廃止等2件、推薦1件となっています。

本日の議事日程は、会議規則第21条の規定に基づき、皆様のお手元に配付してあります。

なお、平成22年度永平寺町役場事務の概況につきましては、別冊にて配付させていただきますので、よろしくご協力お願いします。

これをもって報告にかえさせていただきます。

以上をもちまして諸般の報告を終わります。

それでは、日程に入ります。

～日程第1 会議録署名議員の指名～

○議長（河合永充君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、14番、渡邊君、15番、伊藤君を指名します。

～日程第2 会期の決定について～

○議長（河合永充君） 次に、日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期を本日、8月30日から9月12日までの14日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河合永充君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日、8月30日から9月12日までの14日間と決定しました。

次に、町長より本定例会に提出されました議案についての提案理由の説明を受けます。

松本町長。

○町長（松本文雄君） 第3回定例町議会の開会に当たり、町政運営の所信の一端を申し述べますとともに、町政の課題、9月補正予算、その他の議案等の概要について申し上げます。

近年にない厳しい暑さが続いたことしの夏もようやく終わりを告げ、日一日と

秋の近きを感じるころとなってまいりました。議員各位におかれましてはご壮健でご活躍のことと心からお喜びを申し上げます。本定例会のご案内をさせていただきましたところ、ご多忙の中ご出席をいただき厚くお礼申し上げます。

まず、かねてから病氣療養を続けてこられました竹澤一敏議員におかれましては、薬石の効なく、去る7月5日帰らぬ人となられました。議員は、副議長、予算特別委員長等の要職を歴任され、町勢の発展に多大なご尽力を賜りました。町民を思い、飾らぬ人柄は町民から大きな人望を得ていたところであり、そのご遺徳をしのび、心からご冥福をお祈り申し上げます。

さて、本年3月11日に東北地方の沿岸部に未曾有の被害をもたらした東日本大震災は、発生から5カ月が経過しておりますが、特に復旧が遅々として進まないことや、原子力発電所の事故に対する今日までの国の対応等については厳しい声があります。

私は、今月の9日と10日の2日間、宮城県南部地方の仙台市、名取市、亶理町、山元町を訪れ、大震災の被災状況や復旧の状況を視察してまいりました。

特に福島県との県境に位置する山元町は、災害発生時に本町の保健師2名が救護活動のため派遣した町であることや、人口は1万6,000人余りの町であり曹洞宗のお寺も4カ寺あることから、ぜひ現地を視察し、直接町長から災害の状況や復旧の状況を聞かせていただきたいと思ったところでもあります。

山元町はイチゴ等の園芸作物を中心とした農業と近海で魚介類をとる漁業が盛んな町であり、齋藤俊夫町長から、被災する前後の航空写真を見せていただきながら当時の状況について本当に詳しく説明をしていただきました。特に保育園、小中学校の子供たちや特別養護老人ホームの高齢者の方々が犠牲になられたこと、町の職員が住民に避難を呼びかけながら津波にのみ込まれたことなどをお話しされ、大変胸が痛む思いでありました。

宮城県の復興計画の中では、山元町などの県南部地域では、沿岸部の地域の住民は高台に集団移転するとともに、防潮堤や防潮林に加え、盛り土構造の鉄道や道路で多重防御を実現するとされていますが、財源の確保など課題が多いと語っておられました。

町の職員に案内されて、津波で破壊されたグラウンドに漁船が打ち揚げられた小学校や線路のなくなった常磐線の鉄道敷、100戸余りの民家がすべて流された集落の跡地、今もなお瓦れきが山のように積まれたところ、またたくさんの被災者が避難されている仮設住宅等も視察してまいりました。

今後の永平寺町の防災計画の見直し、備蓄品の整備、防災無線の整備、防災訓練のあり方など、被災地で聞かせていただいたことを今後の町の防災力の向上に生かしてまいりたいと考えております。

本日、新しい内閣総理大臣が誕生し、近日中にも新たな内閣が発足いたします。

今、国民の多くが一日も早い被災地の復旧、復興を望んでおり、また経済の活性化による景気回復、社会保障制度の確立、地方の充実など、国民の目線で改革を推進することを願っているところであります。

今後発足する新内閣におきましては、真の地方分権改革の実現に向け、強力かつ実効ある改革を進められるよう強く求めるものであります。また、健全な経済社会状況の構築を図り、国民が希望と安心が持てる生活重視の政策推進に全力を挙げて取り組むことを願っております。

さて、合併6年目を迎え、ことしもさまざまなイベントを開催してまいりました。6月11日には町民健康ウォーキング、7月18日には子育て応援の日発表会、31日に町民ラジオ体操、8月21日には大燈籠ながしを行いました。

大燈籠ながしは、前日からあいにくの空模様でありましたが、当日午後には天候も回復し、町民の皆様を初め、特に県内外からこれまで以上に多くの方々のご来場をいただき、夏の風物詩として感動のある催しとなり、大きな成果を上げ、永平寺町の生き生きとした町の姿を全国に広く発信できたものと思っております。これもひとえに、大燈籠ながしにかける町民の皆様の熱い思いが実ったものと考えております。

また、来月19日には敬老会、25日は「NHKのど自慢」公開番組、10月に入り、2日には体育祭を、16日には総合防災訓練、22、23日は産業フェアを開催することとしており、多数の町民の皆様のご参加を願っているところであります。

それでは、ここで本定例会に上程いたします議案等について申し上げます。

まず、平成22年度財政健全化判断比率の報告であります。法律の規定に基づき、実質公債費比率を初めとする5つの指標を公表するものであり、平成22年度決算における本町の状況は、健全な団体としていずれも国が定める基準値以内となっております。今後も積極的に行財政改革を進め、真に必要な事業を優先して推進するなど、引き続き健全な財政運営に努めてまいりたいと考えております。

次に、平成22年度の一般会計、特別会計、上水道会計の決算認定であります。

それぞれの会計について決算書を調製し監査委員の決算審査を受けましたので、法律の規定に基づき議会に提出し、認定をお願いするものであります。

次に、平成23年度一般会計補正予算の主なものについて申し上げます。

歳出から申し上げますと、総務費では、本年11月から導入する公金収納システムの改修に必要な業務を実施するため、会計管理費の委託料を増額しております。また、本年度の普通交付税の額が確定したことに伴い、財政調整基金からの繰り入れをせず、基金に1億8,000万円を積み立てることといたしました。これにより、財政調整基金の総額はこれまで最高の20億円を超える額となります。

6月に制定した景観条例に基づき、景観ガイドライン、パンフレットを策定し、町民や事業者に対する景観形成に関する啓発を推進したいと考えております。また、地区振興会に対し一般コミュニティ事業による補助を行うとともに、県のふるさと地域の元気再生支援事業を活用し、中山間地域に指定された2つの地区を支援することとしております。

町では災害に備えて、食糧、飲料水、医薬品等を計画的に備蓄しておりますが、今回、衛生用品の備蓄を追加するとともに、災害時における初期の救助・避難活動等に活用していただくため、すべての自主防災組織に災害用ハンドメガホンを配備することといたしました。

また、固定資産税の変更に伴う町税還付金等を増額しております。

次に、民生費におきましては、県の地域支え合い体制づくり事業を活用して、ひとり暮らしの高齢者の孤立や日常生活の不便の解消、災害時の援護体制の確立に向けた取り組みを行うこととしております。

健康福祉施設の整備につきましては、今月18日に、審査委員会において施設の設計及び運営を行う事業者を選定していただきました。これに伴い、施設の実施設設計、敷地造成工事、源泉設備工事等を施工し、多くの町民の皆様にご利用していただける健康福祉施設の整備を進めてまいりたいと考えております。

また、建築基準法の規定に基づき、幼稚園の定期検査を実施し、空調設備等の改修工事を行うこととしております。

衛生費におきましては、住宅用太陽光発電設備に対する需要が高まり申請件数が増加しておりますので導入に対する補助金を増額し、農林水産業費では、林道上浄法寺線の災害復旧工事を県単事業で実施することとしております。

商工費では、本町を初め県内4市町と石川県加賀市で設立する越前加賀宗教文

化街道推進協議会の負担金を追加し、土木費におきましては、松岡河川公園のマレットゴルフ場を公認コースとするための原材料費と町内2カ所の公園の遊具等の修繕費を増額いたしております。

消防費では、東日本大震災に伴い消防団員公務災害補償組合の負担金を増額し、教育費におきましては、志比小学校と志比南小学校の体育館の耐震補強工事を実施するため体育の授業用のバス借り上げや、上志比中学校の時計の修繕、松岡中学校の北信越大会出場への補助、学校給食設備の修繕等を実施いたします。また、松岡藩ゆかりのお館の樁が傷んでおりますので、活力増強の樹木再生を実施いたします。

以上により、本年度一般会計9月補正予算の総額は3億6,409万円となった次第であります。

これらの歳出の財源となります歳入におきましては、地方交付税、県支出金のほか、前年度からの繰越金等を充てることとしており、健康福祉施設の整備については合併特例債を充てることとしております。

介護保険特別会計につきましては、介護予防事業の確定に伴う交付金等の清算や一般会計との間での予算組み替えを行っております。

簡易水道事業特別会計では、志比浄水場の屋根の修繕を行うものであります。

次に、条例の一部改正について申し上げます。

地方税法、災害弔慰金の支給に関する法律が改正されたことに伴い本町の関係する条例の一部を改正する必要性が生じたため、改正案を提案するものであります。

このほか、町道の廃止と認定、人権擁護委員候補者の推薦についてご提案申し上げますが、上程の都度ご説明申し上げますので、何とぞ慎重にご審議をいただき、妥当なご決議を賜りますようお願い申し上げます。

地方にとりましては依然として厳しい状況の中にあり、なお一層健全で責任ある行財政運営が求められているところであります。

私はこれまで以上に町民の視点で改革を推進し、定住の促進と地域の振興を図り、優しさや温かさを感じる活力とぬくもりのある真に住みよいまちづくりを進め、町民の皆様の信頼と期待にこたえてまいりたいと考えております。

以上、本定例会の開会に当たり、所信の一端を申し述べましたが、議員各位におかれましては、さらなる町勢発展に向けご尽力賜りますようお願い申し上げます、ごあいさついたします。

～日程第3 報告第3号 平成22年度永平寺町財政健全化判断比率等の報告に

ついて～

○議長（河合永充君） 次に、日程第3、報告第3号、平成22年度永平寺町財政健全化判断比率等の報告についての件を議題とします。

この報告については、代表監査委員の出席を求めています。

なお、監査委員より審査意見書が提出されております。

意見書の朗読を省略し、提案理由の報告を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（山村岩夫君） ただいま上程をいただきました報告第3号、平成22年度永平寺町財政健全化判断比率等の報告をさせていただきます。

この報告につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定によりまして、財政健全化指標の公表について監査委員さんの審査を経まして議決へ報告と同時に町民の皆様に公表することが義務化され、同条第3項の規定及び第22条の規定により監査委員さんの意見を付して報告、公表するものでございます。

それでは、議案書の2ページをお開きをいただきたいと思っております。

この財政健全化判断比率等の報告につきましては、平成22年度の全会計の決算に基づき算出したもので、本町の財政状況を客観的にあらわし、財政状況によっては財政の早期健全化、財政の再生の必要性を判断するためのものとして5項目の財政指標を判断比率としてあらわしたものでございます。

まず、主要会計であります一般会計の実質収支比率及び特別会計や公営事業会計を含んだ連結実質赤字比率につきましては赤字の大きさを本町の財政規模に対する割合を示したものでありますが、いずれも黒字決算であるということから数字的にはあらわさないことで財政上は問題なしと判断できるわけでございます。

次に、地方債の借入金の返済及び一部事務組合が起こした本町の公債費並びに事業会計の公債費に対する繰出金の合計額を本町の財政規模に対する割合であらわしました実質公債費比率につきましては、3カ年平均で14.5%ということで、昨年度より比較しますと1.3ポイント改善したことになります。

次に、本町の借入金の現在高、債務負担行為、さらには全職員の退職手当支給予定額など将来にわたって抱えている負債の大きさを財政規模に対する割合であらわしました将来負担比率につきましては88.5%ということで、昨年度と比較しますと24.5ポイント改善を見たとところでございまして、この表の中段の早期健全化基準より大きく下回っているところでございます。

最後に公営企業の資金不足比率でございますが、下水道や上水道などの公営事業会計の資金不足は生じておりませんので、この項目では問題なしと判断できるものでございます。

なお、議案書の3ページから4ページにつきましては、去る8月8日に実施されました平成22年度財政健全化判断比率等の審査の監査委員さんの意見を提出させていただいているところでございます。

以上、簡単ですが報告とさせていただきます。

○議長（河合永充君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

これにて質疑を終わります。

以上で、報告第3号、平成22年度永平寺町財政健全化判断比率等の報告についての件を終わります。

～日程第4 議案第27号 平成22年度永平寺町一般会計及び特別会計の決算認定について～

～日程第5 議案第28号 平成22年度永平寺町上水道事業会計の決算認定について～

○議長（河合永充君） 次に、日程第4、議案第27号、平成22年度永平寺町一般会計及び特別会計の決算認定について及び日程第5、議案第28号、平成22年度永平寺町上水道事業会計の決算認定についての件を一括議題とします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河合永充君） 異議なしと認めます。

よって、日程第4、議案第27号及び日程第5、議案第28号について一括議題とします。

この決算認定については、代表監査委員の出席を求めています。

なお、監査委員より審査意見書が提出されております。

意見書の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

会計課長。

○会計課長（立花紀子君） ただいま一括上程をいただきました議案第27号、平成22年度永平寺町一般会計及び特別会計の決算認定について、並びに議案第28号、平成22年度永平寺町上水道事業会計の決算認定につきまして提案理由のご

説明を申し上げます。

議案第27号につきましては地方自治法第233条第3項の規定に基づきまして、また議案第28号につきましては地方公営企業法第30条第4項の規定に基づきまして議会のご認定をお願いするものでございます。

各会計とも関係法令の定めるところによりまして調製いたしました決算関係書類をもとに、上水道事業会計は去る5月30日に、一般会計及び特別会計は去る8月4日、5日、8日、9日の4日間にわたり監査委員さんの審査を受けました。別紙配付のとおり監査委員さんより審査意見書のご提出をいただいております。

よろしくご審議いただきまして、ご認定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（河合永充君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

3番、金元君。

○3番（金元直栄君） 監査委員が出席されているということで、監査委員に質問でいいんですね。やっぱり監査委員のほうから審査報告があるのかなと思ったんですが、それがないので直接質問させていただきます。2010年度決算への監査委員への質問ということで質問を用意しました。

一般会計のところでは、前置きとしてこれは毎年言っているんですが、監査委員としての権限として、単に数的なものだけではなくに行政運営についてもいろんな課題があればそこにいろんな意見が言えるということがありますので、そういうところで、もし何か監査しながらこれだと思うようなことがあったら、指摘してきた点も含めてあれば示していただきたいと思います。それが1つです。

2つ目は、この間何年か決算のときに私は人事の問題についても討論の中でちょっと触れているんですが、監査委員のところにお聞きしたいのは町職員の採用の問題です。私は職員の採用については長期的な計画を持って進めるべきだと思っています。

ただ、この職員の定数管理については国の行政改革の指針があって、それに基づいて一度減らせという方向については示されているわけですが、本町の場合、現状を見てみますと、現場では正職員と臨時職員の逆転の現象も見られるということ報告を受けています。しかし、こういうことを見ると単純にそれでいいのかという問題もありますし、特に職員の採用については、年よって退職される方の数も減っていることもあるかとは思いますが、私は採用というのは長期的な計画を持って、毎年変化させるのでなしに一定数をきちっと確保していくべきだと

思っています。それは職員の年代別構成上も必要だと思いますし、また、採用対象年齢の同世代に対する公平性の点でもそのことは大事だと思うんです。地方にあっては役場というのは大きな職場でありますから、その採用枠は公平に配分されるべきではないかなと思うんですが、本町の場合必ずしもそうはなっていないので、監査委員さんの中で気がついた点があったらお聞きしたいというのが2つ目です。

3つ目です。これも昨年も触れたんですが、2010年度も国の補正予算等により、地方の臨時経済対策ということに関連して国から交付金がこの間たびたびあるわけですが、昨年度予算等を見る限り実質4億円にも上る黒字と示されているわけですが、この金額等は、この金額全部とは言いませんけれども、例えば交付金事業に係る入札差金等については地域の経済対策として使うべきではないかなと私はこの間指摘していたところですが、監査委員としてはどうお考えになるか。また、工事の発注では徹底した地元優先も貫かれているかどうか、このようなものもどう評価しているのかお聞きしたいと思います。

4つ目ですが、いわゆるふるさと創生基金、ここから繰り入れが9,000万と監査の中、決算報告の中ですか、指摘されていると思うんですが、私は当時、これは公共施設の建設に使うという意味ではそれはそれでいいということをやっていたんですが、よく考えてみると、松岡小学校の周辺とかグラウンド整備等に使ったということですが、これは合併特例債に置きかえることはやっぱり考えられなかったのかなと私、今になって思っているところですが。ある意味9,000万円を頭にすればかなりの事業にも使えるということで、もう少し合併特例債の活用も、金利も低いときですからあっていいのではないかなというところからお聞きしたいです。

5つ目ですが、大型事業のチェック体制については監査委員としてどのようにとらえているのか。いわゆる行政のいろんな大型事業等については、計画はされる中でいろいろ意見も言われることもあると思うんですが、その事業の検証といいますか、チェックといいますか、そういうのがなかなか難しいと言われてます。そういう意味ではどうお考えなのかお聞きしたいと思うんですね。

6つ目、町有財産の管理の問題です。これも毎回言っていると思うんですが、特に普通財産の管理はどうなっているのか。よくほかの自治体では、さくをして草刈りを年に何回か行いながら行政財産ということを示している。そういうことをやっていくということをお聞きしたいんですが、どうもそうでな

いところもあるようなので、町民に町有地と示す意味でもそういう管理がきちつとされているのか、またチェックをお願いしたいなと思っているのでどうお考えなのか。

特別会計のところでも一緒に質問してもいいんですか。

○議長（河合永充君） はい。

○3番（金元直栄君） 国保会計です。この年は国民健康保険税の大幅な引き上げがあった年だと思っています。私は、医療費の急激な伸びのときはその原因の調査と対策を持つべきだと指摘してきました。性急に国保税の引き上げというのは行うべきではないということを指摘していたんですが、この点では町も一般会計から繰り入れで医療費の大幅な伸びの中で、その伸びの全部が国民健康保険税の引き上げということで転嫁されているわけではないというのは前置きとして言っておきますけれども、2010年度の会計を見ますと支出は5.4%減、減っている。9,200万ぐらい減っているんですね。さらに余剰金というんですか、1億3,000万ぐらいになっているわけです。この内容を見ますと共同事業拠出金が約2,800万ふえている。17.8%ふえているということですが、いわゆるそれを足してみますと約1億3,000万ぐらいになるのではないかなと思っているところですが、これを見ると大幅に国保税を引き上げてきたことの意味、ちょっとやっぱり性急に取り組み過ぎたのではないかなと私はその数字が裏づけられているなと思っているんです。

これらの減は国民健康保険税の大幅な引き上げという対処、対応の仕方ではなしに、やっぱり行政としてはそういう状況をもっと見定めて対応、対策もとりながら、少し時期をきちつとはかりながらいろんな対処も考えるべきではなかったのかなと思っているところです。

介護保険の問題です。介護保険特別会計の点で言いますと、介護保険料がやっぱり近年どんどん引き上げられている。特に来年度また改定になるということで介護保険計画の改定が新しい年度で今進められていますけれども、実はこの介護保険料引き上げを抑える意味でも介護保険の特別会計、介護保険という制度の横出し事業ということがよく言われていたと思うんです。それをあれこれやっていると会計が膨れ上がるということがあったと思うんですが、例えば、以前は保険料引き上げをしないために、外出支援事業なんかは町の福祉事業でも持つということをきちつと担当のほうで示していたこともあったと思うんです。これは福祉事業でやっている部分と介護保険でやっている部分があるというのは知っていま

す。

しかし、今度の補正予算にも上がっているんですが、結構ここに、介護保険事業の中にその費用負担を求めるのがありはしないかという意味ではちょっと会計の状況も揺らいでいるのかなと思わないでもない。そうすることによって介護保険料が引き上げられることにもなりかねないので、その辺はどう考えているのかお聞きしたいと思います。

○議長（河合永充君） 代表監査委員。

○代表監査委員（吉川慶一君） まずもって、故竹澤議員さんのご冥福をお祈りさせていただきます。

それでは、ただいまのご質疑に対しご回答をさせていただきます。

1 番目に、今、町の行政の課題としてどのようなものがあるかということでございますけれども、第1に考えられますのは財政問題であると思います。現在、財政指数が改善されたとはいいいましても、23年度から合併支援がなくなります。また、合併から10年後の平成27年度以降につきましては合併特例債がなくなりますし、また、交付税の算定比率が変わりますので歳入減少になってくると考えております。今後、大型事業や一部事務組合の負担金も勘案し、長期の財政運営を図ることが課題であると思います。長期的な展望に立って安定した財政基盤の確立が大切であるということでございます。

2 番目に職員の採用につきましてのことでございますが、町の財政を考えて行財政改革の中で5年間で40人の削減による財政効果を見ましたことは、その成果は大変上がっていると思っております。

議員さんのおっしゃる採用については、今後ともやっぱり長期的な採用計画のもとに採用していくことは大切であると思います。

次の現業職員におきましては、いろいろな事故や責任等を考えるとある一定の正規職員の確保が必要であろうと思っております。

3 番目でございますが、今年度の一般会計の締めで4億円の残金が出たということで、その残金の一部を町の活性化にということでございますが、きょう現在、このような経済情勢を考えてみますと、地元業者に発注して還元することも大切であろうと思っております。そして地域経済の活性化もやはり図っていくことも大切であると思っております。

それから4 番目でございますが、ふるさと創生基金についての の
お問い合わせですが、この9,000万円につきましては松岡小学校のグラウン

ドの整備と体育館の関連事業に使用したと確認をいたしております。

次に、5番目でございますが、大型事業のチェック体制についてでございますが、チェック体制につきましては、利用とか費用対効果につきまして行政と議会が協力体制をつくっていただきまして検証していただきたいと思っております。そして町民の皆様生活向上に向けてつなげていってほしいと思っております。

6番目でございますが、町有財産の管理につきましては、やはり町民の皆様厳しい目があると思っております。町有財産の適切な管理をしていただきたいと思っております。特におっしゃいました町有地を放置することなく、草刈り等をして町有地であることをはっきりと示しておくことが必要であると思っております。

次に、国保会計についてどうですかというお問い合わせでございますが、当町の医療費は年々増加し、平成19年から21年まで医療費の伸びは年平均で約9%と大きく伸びを続けています。このままの状態が続きますと大変厳しい保険財政運営となるため、22年度から国保税の改正及び一般財源から2,000万円の投入をいたしました。22年度におきましては医療費が対前年比で約10%下がり、19年から20年度並みに減少をいたしました。これは高額医療と入院件数の減によるものと説明を受けております。医療費の変動は予想が大変難しゅうございますが、一時的に下がっていると申しましても安心できるのではないかと考えております。

今後の対策でございますが、特定健診、それからがん検診の無料化と受診率の向上を図ることが大切であると存じます。早期発見、早期治療することが医療費の抑制につながると考えております。さらに予防健診の充実や、保健事業を実施し被保険者の健康を守ることがひいては医療費の抑制につながると考えております。今後とも町民の健康を守り、国保会計の安定化に努めていただきたいと思っております。

最後に介護保険でございますが、この問題は来年の改正を含めまして大変難しい問題でございます。町の福祉事業や介護保険制度は今後とも大変大きな課題でございますので、理事者と協議しながら充実した行政を行っていただきたいと存じます。

以上でございます。

○議長（河合永充君） 3番、金元君。

○3番（金元直栄君） 監査委員さんの所見をいろいろお聞きしたところですが、決算についてはこれからいろんな検証も含めて必要だと思っておりますので、ぜひ特別委

員会をつくり、そこで審議できるようにしていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（河合永充君） ほかにありませんか。

これにて質疑を終わります。

暫時休憩します。

（午後 3時01分 休憩）

（午後 3時02分 再開）

○議長（河合永充君） 休憩前に引き続き再開します。

お諮りします。

ただいま川崎君外3名から発議第3号、決算特別委員会の設置についての件が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河合永充君） 異議なしと認めます。

よって、発議第3号、決算特別委員会の設置についての件を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに決定しました。

～追加日程第1 発議第3号 決算特別委員会の設置について～

○議長（河合永充君） 追加日程第1、発議第3号、決算特別委員会の設置についての件を議題とします。

議案の朗読をさせます。

事務局長。

○議会事務局長（南部辰夫君） 朗読します。

発議第3号

決算特別委員会の設置について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び永平寺町議会会議規則第14条第2項の規定によって提出します。

平成23年8月30日

永平寺町議会議長 河合永充 様

提出者 永平寺町議会議員 川崎直文

賛成者 永平寺町議会議員 伊藤博夫
渡邊善春
酒井 要

決算特別委員会の設置について

- 1、本会議に決算特別委員会（以下「委員会」という。）を設置し、15人の委員をもって構成する。
- 2、議会は本委員会に対し、地方自治法第110条の規定により、次の事項の審査を付託する。
議案第27号及び議案第28号の決算に関する事項の審査
- 3、本委員会は、議会の閉会中も審査を行うことができるものとし、平成23年12月定例会に審査結果を議長に提出するものとする。

以上です。

○議長（河合永充君） 提案理由の説明を求めます。

8番、川崎君。

○8番（川崎直文君） 発議第3号、決算特別委員会の設置について提案理由を申し上げます。

平成22年度一般会計、特別会計及び上水道事業会計につきまして、議会といたしましても財政状況を把握しながら今後の町の財政運営の大きな糧となるよう、十分協議したいと思います。

ここに15名の委員で構成する決算特別委員会の設置をぜひともお願いするものでございます。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（河合永充君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河合永充君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終わります。

討論を省略し、採決に入りたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河合永充君） 異議なしと認めます。

採決します。

発議第3号を原案のとおり15人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河合永充君） 異議なしと認めます。

よって、原案のとおり決算特別委員会を設置することに決しました。

お諮りします。

ただいま設置されました委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっております。

決算特別委員会委員に、1番、小畑君、2番、滝波君、3番、金元君、4番、齋藤君、5番、長岡君、6番、原田君、7番、川治君、8番、川崎君、9番、多田君、10番、上坂君、11番、長谷川君、13番、松川君、14番、渡邊君、15番、伊藤君、17番、酒井君を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河合永充君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました諸君を決算特別委員会の委員に選任することに決しました。

次に、ただいま設置されました委員会の委員長及び副委員長は、委員会条例第8条第2項の規定により、委員会において互選することになっております。

暫時休憩します。

（午後 3時 分 休憩）

（午後 3時 分 再開）

○議長（河合永充君） 休憩前に引き続き再開します。

ただいま決算特別委員会において決定いただきましたのでご報告します。

委員長に川崎君、副委員長に伊藤君。

以上のとおりであります。

議案第27号、平成22年度永平寺町一般会計及び特別会計の決算認定について、及び議案第28号、平成22年度永平寺町上水道事業会計の決算認定についての2議案を、ただいま設置しました決算特別委員会に付託します。

委員会におかれましては、閉会中に審査をしていただき、12月の定例会までに審査の結果を議長に提出願います。

～日程第6 議案第29号 平成23年度永平寺町一般会計補正予算について～

～日程第7 議案第30号 平成23年度永平寺町介護保険特別会計補正予算について～

～日程第8 議案第31号 平成23年度永平寺町簡易水道事業特別会計補正予算について～

○議長（河合永充君） 次に、日程第6、議案第29号、平成23年度永平寺町一般会計補正予算についてから日程第8、議案第31号、平成23年度永平寺町簡易水道事業特別会計補正予算についてまでの3件を一括議題とします。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河合永充君） 異議なしと認めます。

よって、日程第6、議案第29号、平成23年度永平寺町一般会計補正予算についてから日程第8、議案第31号、平成23年度永平寺町簡易水道事業特別会計補正予算についてまでの3件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（山村岩夫君） ただいま上程をいただきました議案第29号、平成23年度永平寺町一般会計補正予算についてから議案第31号、平成23年度永平寺町簡易水道事業特別会計補正予算についてまでを一括して提案理由のご説明を申し上げます。

まず一般会計補正予算からご説明をいたします。

議案書の24ページをお開きをいただきたいと思います。

第1条にありますように、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億6,409万円を追加し、予算総額を88億9,892万9,000円とお願いするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額につきましては、25ページから27ページにかけての第1表歳入歳出予算補正によるところでございます。

第2条の地方債の変更につきましては、28ページの第2表地方債補正によるところでございます。

それでは、33ページの歳出の主なものについてからご説明をいたします。

款2総務費、項1総務管理費、目3会計管理費の299万3,000円の増額補正につきましては、広域圏の電算システム移行に伴い、に委託している公金収納システムを改修するための委託料としまして計上いたしました。

目4財産管理費の1億8,000万円の積立金は、財政調整基金積立金として計上したところでございます。

目5企画費、節13委託料におきましては、本年12月1日に景観条例が施行されるに伴いまして、住民の方々並びに事業者に対し、本町の取り組む景観行政を周知いただくための景観ガイドライン及びパンフレット作成費に277万2,000円、永平寺口駅周辺整備並びに永平寺線跡地遊歩道整備の計画変更に伴う国の補助事業「都市再生整備計画」の変更申請のための業務委託料に175万7,000円を計上し、34ページの19節負担金、補助及び交付金におきましては、自治宝くじによるコミュニティ助成事業補助金に250万円、中山間地域の2地域に対し、ふるさと地域の元気再生支援事業補助金に177万3,000円の補正予算をそれぞれ計上いたしましたところでございます。

目9防災費におきましては、防災対策として、紙おむつなどの非常用備蓄品や災害対策用ハンド型メガホンの整備に対する補助経費など202万1,000円の補正をお願いするものでございます。

次に、項2徴税费、目2賦課徴収費におきましては、固定資産税、家屋の構成により1,062万7,000円を計上したところでございます。

35ページ後段の目4老人福祉費1,310万7,000円につきましては、県の10分の10の新規事業補助、地域支え合い体制づくり事業で要支援者の情報把握のための実態調査の経費82万2,000円や、要支援者世帯のマップシステムの導入、地域見守りネットワーク委託業務などの経費543万4,000円、配食サービス支援車両整備事業補助金など社会福祉協議会への事業補助に680万円それぞれ補正予算を計上いたしましたところでございます。

36ページにおきましては、目7健康福祉施設整備費といたしまして、健康福祉施設の整備によります設計業務委託料920万円、工事に関しましては敷地造成工事2,686万円、源泉設備工事8,000万円などを合わせまして1億1,656万6,000円の補正予算をお願いするものでございます。

次に、37ページにおきましては、款4衛生費、目3環境衛生費において、今、全国的に関心が高まっております住宅用太陽光発電等設備導入補助金に216万

円の増額補正を、また、款7商工費、目3観光費におきましては、新たに設立いたしました越前加賀宗教文化街道推進協議会の負担金5万円をそれぞれ計上いたしましたところでございます。

38ページに移りまして、款9消防費におきましては、今回の東日本大震災により被災の活動をしておられました多くの消防団員が亡くなりました。このことにより消防団員公務災害補償組合負担金の追加負担金として718万2,000円をお願いするものでございます。

次に、款10教育費、目2教育振興費におきましては、志比小学校並びに志比南小学校の体育館が耐震補強工事により使用不能ということから、他の施設での体育授業をするための児童生徒の輸送に係る経費60万9,000円。また、項3中学校費、目1学校管理費におきましては、上志比中学校校舎正面の大時計のふぐあいにより修繕費71万4,000円。目2教育振興費におきましては、松岡中学校の女子ソフトボール部並びに男子バスケットボール部が北信越中学校体育大会に出場されたことによります助成金28万1,000円をそれぞれ計上いたしましたところでございます。

次に、これらの財源となります歳入についてご説明をいたします。

31ページにお戻りをいただきたいと思います。

款9地方交付税におきましては、平成23年度普通交付税の算定により額が確定したことにより4億1,384万2,000円の増額補正をいたしました。

款14県支出金、目1総務費県補助金におきましては、先ほど歳出でご説明しましたように、ふるさと地域の元気再生支援事業として事業費の3分の2の補助率141万8,000円。目2民生費県補助金におきましては、地域支え合い体制づくり事業補助金1,170万5,000円の補正が主なものでございます。

款17繰入金、目1財政調整基金繰入金2億6,788万4,000円の減額におきましては、普通交付税の算定による増額分4億1,384万2,000円と平成22年度からの純繰越分3億9,560万7,000円を見込み、当初予算化しました繰入金全額を減額補正するものでございます。

款18繰越金は、歳入と歳出の調整により1億273万円の計上をいたしましたところでございます。

32ページの款20町債、目1総務債におきまして、先ほど歳出でご説明しました健康福祉施設整備の財源としまして合併特例債9,800万円を計上いたしましたところでございます。

以上、一般会計補正予算の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第30号、平成23年度永平寺町介護保険特別会計補正予算につきましてご説明をいたします。

議案書の42ページをお開きをいただきたいと思います。

第1条にありますように、歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ481万2,000円を追加いたしまして、補正後の予算総額を16億718万円とお願いするものでございます。

歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額につきましては、43ページから44ページにかけての第1表歳入歳出予算補正によるところでございます。

48ページの歳出のほうからご説明をいたします。

款4諸支出金、目2償還金におきましては、平成22年度の介護給付費の実績精算により、国、県、支払基金などの機関へ償還金455万6,000円、款5地域支援事業におきましては、一般高齢者施策事業に係る財源組み替えをお願いするものでございます。

目2任意事業費の25万6,000円の増額補正につきましては、当初、成年後見制度支援事業を一般会計で計上いたしておりましたが、地域支援事業の規定により介護保険会計で計上することが適切であるということから、今回補正をさせていただきますところでございます。

次に、これらの財源となります歳入についてご説明をいたします。

46ページをお願いしたいと思います。

款3国庫支出金、目1介護給付費負担金27万4,000円、款4支払基金交付金、目2地域支援事業支援交付金201万4,000円のそれぞれの増額補正につきましては、介護給付費の過年度精算交付金並びに地域支援事業支援交付金の過年度分精算交付金として計上いたしたところでございます。

47ページの款7繰入金、目1介護給付費準備基金繰入金146万3,000円の減額は、歳入歳出の調整といたしまして今回補正をさせていただきました。

款8繰越金の378万3,000円につきましては、平成22年度繰越金を全額予算化いたしたところでございます。

以上、介護保険特別会計補正予算につきまして説明を終わります。

引き続きまして、議案第31号、平成23年度永平寺町簡易水道事業特別会計補正予算についてご説明をさせていただきます。

議案書の51ページをお開きをいただきたいと思います。

第1条にありますように、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ211万5,000円を追加いたしまして、補正後の予算総額を1億8,580万5,000円とお願いするものでございます。

歳入歳出補正予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額につきましては、52ページの第1表歳入歳出予算補正によるところでございまして、

それでは、55ページの歳出についてご説明をさせていただきます。

款2簡易水道事業費、目1永平寺地区簡易水道維持管理費211万5,000円の増額補正につきましては、志比浄水場の屋上かわらが昨年の暮れからことしの冬場にかけての豪雪により破損しているため、その修繕費211万5,000円の補正予算を計上するものでございます。

次に、歳入についてご説明をいたします。

54ページにお戻りをいただきまして、款6諸収入、目1雑入におきましては、ただいま歳出のほうで説明いたしました修復工事に対し建物災害共済保険が適用となり、その共済金166万7,000円を計上いたしまして、款5繰越金におきましては、その差金44万8,000円を予算化いたしましたところでございます。

以上、簡単ですが、議案第29号、平成23年度永平寺町一般会計補正予算についてから議案第31号、平成23年度永平寺町簡易水道事業特別会計補正予算についてまでを一括して提案理由のご説明とさせていただきます。

よろしくご審議をいただき、ご決議いただきますようお願い申し上げます。

終わります。

○議長（河合永充君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

3番、金元君。

○3番（金元直栄君） 一般会計でとりあえずきょうは2点、特別委員会に付託された後はまた別ですが、介護保険で1点、簡易水道会計で1点ちょっと質問があります。

一般会計補正予算では、さっきチェックの問題で監査委員さんには質問したところですが、企画費のところ都市再生整備変更計画作成業務委託料として175万7,000円計上してあるんですね。どこを直すんですか。どういうことを進めてきて、どこに問題があるから直すのかという説明は議会にやっぱりきちっと、中間報告も含めてすべきでないか。そこらは全く知らずにいきなり出てきて

いると私は思っています。その辺ですね。

もう1点は健康福祉施設の建設のところ、これ以前問題になっていたんですが、ほとんど補正予算ということで事業に着手するんですが、その前に揚湯試験をするという説明があって、揚湯試験でなしに揚湯工事という名目が変わっていますけれども、それはいつするんですか。それでもし出なかった場合は、ある意味こういう業者選定も行って、それに伴う予算等もしているわけですから保証料なんかが生じることはないのかということもちょっとお聞きしたいですね。そこらはやっぱりきちっと説明がないように思うので聞きたいというところです。確認とね。

特別会計のところ、いいますと、介護保険特別会計では地域包括支援事業ということでいろいろやるということですが、これは決算のところでも言ったんですが、どうしていわゆる家族介護支援事業とか、またその他の項目まで設けて成年後見制度、本来福祉事業でやっていることを介護保険に入れるのか。それが介護保険会計の膨張を招くわけですから介護保険料にはね返るんですね。福祉事業でやるというのは、これ企画財政課長が、旧松岡町時代、保健課長のときに介護保険制度が導入されたんでなかったですか。そのときには介護保険料を上げないために保険会計として横出しはあんまり取り組まないよということを宣言していたと思うんですね。それと変わってきたのかなということも含めて、介護保険で計上するのが適正だという理由がちょっと見えないのでここでお聞きしたいのと。

4つ目の質問、いわゆる特別会計、簡易水道の問題ですけど、これことしの冬というんですが、何が原因でそういうかわらの損傷が生じたのか。

何でほんなことを言うかということ、わからんですけど、こういう公共施設には耐雪設計はされていると思うんですね。それに耐えられないのか、もしくは公共施設は雪おろしとかそういうのはしなくていいと思われているのかということも含めて。あと仮設なんかも大きい金額があるので、下からでなしに反対側から引っ張ってきて屋根の上だけで組めるとかということも考えられないのか、そんなことを含めてちょっとどうしてなのかと。どういう工事なのかというのは聞いてはいるんですよ。そこらはちょっと示してほしいと思います。

○議長（河合永充君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山村岩夫君） まず、一般会計の永平寺口駅周辺及び永平寺線跡地遊歩道整備事業の変更申請の業務委託料ということで今回175万7,000円計上させていただきました。

この事業につきましては、当初、平成20年ですか、国に補助事業として、以前はまちづくり交付金事業でしたが、今は社会資本総合整備交付金事業というふうに事業名が改められたんですが、その中の都市再生整備ということでこの補助事業の採択を受けております。その都市再生整備につきましては国に申請するわけですが相当な資料と申しますか、図面等も当然起こしていかなければならないということで当初も委託をさせていただいたんですが、今回、議会にも以前お示しもさせていただきましたが、変更についてはまた改めて議会側にも説明させていただきますが、当初計画とは幾分跡地につきましても、また永平寺口駅周辺につきましても今のところ変更する予定でございます。まだ内容は確定はしていないんですが、今後、地元のまちづくり協議会あるいは跡地の活性化協議会等々の協議会もございまして。それらのご意見をいただきまして意見をまとめ、最終変更に向けていきたいと。それに向けて実施をしていきたいというふうに考えております。そういうことで、当初も事業委託しておりますが今回その変更ということで177万3,000円の計上をさせていただいたところでございます。

○議長（河合永充君） 健康福祉施設整備室長。

○健康福祉施設整備室長（山田幸稔君） 今ご質問の健康福祉施設源泉設備工事のお話ですけれども、試験の工事になったということは、以前から源泉工事としてこの工事費の8,000万の中で計画をしておりました。そこで一体として事業費に含めて考えておりましたので、そのようにさせていただきたいという考えのもとに予算を組まさせていただきました。

それと、当然この源泉工事を先にして確認をしてからそのほかのポンプ工事なりそういうことにかかわらせていただく予定をしております。そしてその現在の状況を確認して。それから保証料が発生しないかというお話ですけれども、今の状態では協定を結ぶ前の段階でございます。ほかの業者さんも一緒なことですけれども、まだ損害が発生する前の状態というふうに考えておりますので保証費が発生するとは今考えてはおりません。

以上です。

○議長（河合永充君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（岡本栄一君） ただいまの介護保険の成年後見人の会計間移動でございますけれども、当初は一般会計で見えておりました。4月に入りますと研修がございまして、介護保険の事務要領に基づきまして、高齢者の成年後見制度については介護保険会計で見るのが妥当ということで今回変えさせていただきました。

た。

なお、障害とかそういう一般会計で見えるものもございますけれども、永平寺町の場合は比較的少ないということで上げてございます。もしそういう事例が出てきました場合には、また一般会計のほうで補正予算をさせていただきたいと思えます。あくまでも高齢者、成年後見人ということで今回は組み替えをさせていただきました。

○議長（河合永充君） 上水道課長。

○上水道課長（山本清美君） 志比浄水場の屋根雪の修繕でございますけど、原因は、先ほど財政課長が申し上げましたようにことしの大雪で、その大雪の重みですね。志比浄水場の構造は鉄筋コンクリートになっております。通常ですと屋根裏が木造というんですか木製品でしたんですけど、志比浄水場の配水池の上屋はコンクリート造りになっています。それで屋根の裏の部分に屋根雪がそのまま荷重がかかりまして、ことしちょっと破損が出たわけでございます。

そういう状況でございます。

○議長（河合永充君） 3番、金元君。

○3番（金元直栄君） ここは本会議の質疑ですからこれはこれで終わって、さらにいろんな審議したいのでぜひ特別委員会に付託をお願いしたいと思っています。

○議長（河合永充君） ほかありませんか。

ないようですから、質疑を終わります。

お諮りします。

日程第6、議案第29号、平成23年度永平寺町一般会計補正予算についてから日程第8、議案第31号、平成23年度永平寺町簡易水道事業特別会計補正予算についてまでの3件を、会議規則第39条第1項の規定により、予算特別委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河合永充君） 異議なしと認めます。

よって、本件を予算特別委員会に付託することに決定しました。委員会におかれましては、休会中に審査をしていただき、今定例会中に審査の結果を議長に提出願います。

暫時休憩します。45分まで休憩いたします。

（午後 3時33分 休憩）

(午後 3時45分 再開)

○議長（河合永充君） 休憩前に引き続き再開いたします。

～日程第9 議案第32号 永平寺町税条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長（河合永充君） 次に、日程第9、議案第32号、永平寺町税条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（山田和郎君） ただいま上程されました議案第32号、永平寺町税条例の一部を改正する条例の制定について提案理由を申し上げます。

目下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るため、地方税法等の一部を改正する法律が平成23年6月22日に成立し、同月30日に公布、施行されたことに伴いまして、永平寺町税条例について所要の改正を行うものでございます。

今回の改正内容の主なものとしまして、個人住民税について寄附金税額公助額の適用下限額を5,000円から2,000円に引き下げるとともに、控除の適用対象に特定非営利活動法人に対する寄附金のうち条例に定めるものを追加すること。また、住民税、固定資産税、軽自動車税等につきまして不申告の場合の過料を3万円から10万円に引き上げる措置を講ずるものでございます。

議案のほうの説明に入りたいと思いますが、それでは改正条文の説明を申し上げます。

議案書の56ページをごらんいただきたいと思います。

第26条、町民税の納税管理人に係る不申告に関する過料の改正でございまして、先ほど申し上げました過料を10万円に引き上げるものでございます。

第34条の7、寄附金税額控除額の改正は、寄附金税額控除の適用下限額について5,000円から2,000円に引き下げのための改正、また、特定非営利活動法人が行う特定非営利活動促進法第2条第1項に規定する特定非営利活動に係る事業に関する寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として永平寺町税条例で定めるものを控除の対象として追加する改正でございまして。

57ページのほうへ行きますと、36条の2の改正は、町民税について申告しなければならない控除額のうち寄附金控除額に関する部分の法改正に伴う改正、及び第6項から8項をそれぞれ1項ずつ繰り下げる改正となっております。

58ページのほうへ行きまして、第36条の4、町民税に係る不申告に関する過料、第53条の10、退職所得申告書の不提出に関する過料、第65条、固定資産税の納税管理人に係る不申告に関する過料、第75条、固定資産に係る不申告に係る過料、第88条、軽自動車税に係る不申告等に係る過料、第107条、鉱産税の納税管理人に係る不申告に関する過料の改正につきましては、先ほど申し上げましたとおり3万円から10万円に過料を引き上げるものでございます。

ちょっと戻らせていただきますが、58ページの第61条につきましては、改正に伴います第9項及び第10項の法改正に伴う項番号の改正でございます。

100条の2、たばこ税に係る不申告に関する過料は、たばこ税についてそれぞれ不申告の場合に過料の上限額の10万円を科することを規定するため、これは新たに追加するものでございます。

105条の2、鉱産税に係る不申告に関する過料は、鉱産税についてそれぞれ不申告の場合に過料の上限額の10万円を科することを、これも新たに追加するものでございます。

改正後の第139条の2につきましては、特別土地保有税について不申告の場合に過料を科することを規定することを新たに追加するものでございます。

改正前の第139条の2の改正につきましては、前記の改正後の139条の2を追加することに伴う条番号の改正でございます。

151条、入湯税の特別徴収義務者に係る帳簿記載の義務違反等に関する罪の改正は、入湯税の義務違反に関する罪として「3万円以下の罰金刑」を「10万円以下の過料」に改正するものでございます。

以下、附則につきましては、特例経過措置等につきまして所要の改正を行っております。また、施行期日につきましては、この条例は公布の日から施行するものでございます。ただし、罰則規定につきましては公布の日から2カ月経過してから施行するものでございます。

以上、よろしくご審議を賜りましてご決議賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（河合永充君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

6番、原田君。

○6番（原田武紀君） 前段でおっしゃった国の何の法律が変わって何か施行されたからという報告をちょっとゆっくりお願いします。

○議長（河合永充君） 税務課長。

○税務課長（山田和郎君） 地方税法が改正されました。これは冒頭にも申し上げましたが、6月22日に成立いたしましたして6月30日に公布、施行されているものでございます。

以上です。

○議長（河合永充君） ほかありませんか。

3番、金元君。

○3番（金元直栄君） いろいろ変わっているようなんですが、寄附控除の場合は引き下げというのはわかるんですが、あと、いろんなところに違反金の引き上げがあるんですね。それに罰金刑が過料というふうなことになる。過料というのは何でそうなっているかがよくわからない。もしここで答弁できなければまたの機会にしてほしいとは思いますが。

あと、例えば軽自動車の場合3万円を10万円というんですけど、登録は町ではちゃんとつかめるんですよ。それ何か登録も意識的にしてなかったみたいな、ちょっと意味がよくわからないのとか。

あとは、寄附金控除はいいんですが、固定資産税の申告なんかでいうと、例えば改修なんかの場合とか車庫をちょっと直したとかというようなときはどうなるんかとか、こうやって一気にわーっと大幅な過料の引き上げがあるんですがあんまり範囲がよくわからないんですね。特別土地保有税にしても、土地の取引についてはいわゆる法務局でちゃんとつかむわけでしょう。それが恐らく県にもちゃんと行くんだらうと思うんですが。普通は県からそういう税のあれが、取引税みたいなやつが来たりいろいろ来るわけですね。それがよくつかめない、申告しないというかどうかというのをもう少しわかりやすく説明していただくといいなと。その辺はちょっとわからんので。もしきょう答弁できなかったらそういう資料をまたお願いしたいなと思います。

○議長（河合永充君） 税務課長。

○税務課長（山田和郎君） ちょっと今資料がないんで詳しいことは申し上げられませんが、それぞれの税目がありまして、それに対して一応移動とかそういったものにつきましての申告とかそういったものは必ずされるように規定がされております。それについての申告をされない場合というふうなことでございます。固定資産税等々につきまして増築した場合とかそういったものについてはそういったものになりますので、そういうふうな形になろうかというふうに思ってお

ります。

○議長（河合永充君） 3番、金元君。

○3番（金元直栄君） 罰金刑から過料になっているんですね。罰金というのは厳しいわけですね。過料というのは、場合によっては対応の仕方考えますよということにもなるのかなと私は思っているんですね。判断がはっきりしないので、かえって町当局は困ることにならないか。その辺も含めて、もし何でしたらわかりやすくまた説明していただけるような資料があるといいなと思っています。

○議長（河合永充君） 資料の提出を求めます。

よろしいですか。

○3番（金元直栄君） はい。

○議長（河合永充君） ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河合永充君） ないようですから、質疑を終わります。

日程第9、議案第32号、永平寺町税条例の一部を改正する条例の制定についての件を会議規則第39条第1項の規定により、総務常任委員会に付託したいと思えます。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河合永充君） 異議なしと認めます。

よって、本件を総務常任委員会に付託することに決定しました。委員会におかれましては、休会中に審査をしていただき、今定例会中に審査の結果を議長に提出願います。

～日程第10 議案第33号 永平寺町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長（河合永充君） 次に、日程第10、議案第33号、永平寺町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（岡本栄一君） ただいま上程いただきました議案第33号、永平寺町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして提案理由の説明をいたします。

議案書の64ページをお開き願います。

この条例改正は、東日本大震災の被害の甚大さにかんがみ、7月23日に災害

弔慰金の支給等に関する法律の一部の改正が行われたことによるものでございます。

改正内容につきましては、今までの災害弔慰金の支給対象となる遺族の範囲は死亡した者と死亡当時生計を同じくしていました配偶者、子、父母、孫または祖父母のいずれかに限られておりましたが、今回の改正で兄弟、姉妹も対象になるということになりましたのでその分を追加させていただきました。

なお、この条例の施行期日は公布の日から施行し、平成23年3月11日以後に生じた災害から適用されることになっております。

以上、簡単ですが、ご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（河合永充君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

3番、金元君。

○3番（金元直栄君） これちょっと見ていて一つ、どう言ったらいいんですかね、これは亡くなられた方とかけがをされた方に対するやつだと思うんですが、その亡くなられたり、またけがの場合、災害という規定ですね。そこがどうなっているのかということで、例えば激甚指定にされるとかちょっとした災害、何を災害なのかということところは明確になっているのかというのが一つです。

もう一つは、例えばちょっとした雨で後ろの山、がけが崩れて家が埋まって、それも災害だとは思いますが、激甚指定されるかどうかというのは自治体のいろんな災害復旧への国の補助金の額等にも大きな差が生じるということもあるので、その辺をちょっとどう位置づけるのかを聞きたいのと。

あと家屋とかいうところのいわゆる被害等についても、最近地震なんかでは家屋全壊で300万というのが一般化してきているのではないかなと思っているんですね。たしか阪神大震災のときにはそれはなかったけれども、鳥取地震のときに鳥取県で初めて実施されたのが一般化してきているのかと思うんですね。川の災害でいうと足羽川豪雨のときに、全国で初めてだと思うんですが西川知事が取り組まれたのが初めてかなと私はちょっと思っているんで、その辺の災害の位置づけ。

あと、人体というんですか、人間のことだけではなしに、ほかのことも含めてこれには網羅されているのか、そういう変更はないのかというのをちょっと聞きたいですね。

○議長（河合永充君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（岡本栄一君） まず災害の規定ですけれども、定義といたしまして、これうちの条例なんですけれども、第2条にございまして、「この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に掲げるところによる」ということで、（1）災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、その他異常な自然現象により被害が生ずることをいうということの定義づけになっております。

それから、議員おっしゃいました弔慰金につきましては、この前、議案の提出のときにもちょっとご説明させていただきましたけれども、世帯主につきましては法律で決まっていますので、うちは法律に基づいて条例をつくっておりますので、世帯主につきましては500万円、それからその他の者については250万円ということになっております。1人当たりです。それから、この費用負担につきましては、この前言いましたように国が2分の1、町が4分の1、県が4分の1というふうな形になっています。

それから、災害見舞金という制度もございます。これもございまして、生計を主として維持した場合の世帯主については250万円、その他の場合は125万円。これは災害によって障害が生じたときですね。そういうときに見舞金が出されることになっています。ただし、この障害の見舞金をもらった後に亡くなった場合については、先ほどの500万円から250万円が差し引かれるという制度になっています。一般の者についても250万から125万までの間で見舞金が支払われたときは弔慰金から差し引くということになっています。

それから、災害援護資金の制度というのもございます。これは災害における貸付制度なんですけれども、被害によっていろいろありまして、世帯当たり金額が提示されております。これは条例で出ておるんですけれども、例えば家屋が被害に遭ったときには、住居が全壊した場合には350万とかそういう規定がいろいろ細かくされております。貸付制度がありまして、それは償還金が10年、そのうち3年間は据え置き、据え置き期間については無利息、そのほかは3%ということで、償還につきましては元利均等償還、年賦償還、半年賦償還というふうな形で制度がございます。

以上です。

○議長（河合永充君） ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河合永充君） ないようですから、質疑を終わります。

日程第10、議案第33号、永平寺町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を会議規則第39条第1項の規定により、教育民生常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河合永充君) 異議なしと認めます。

よって、本件を教育民生常任委員会に付託することに決定しました。委員会におかれましては、休会中に審査をしていただき、今定例会中に審査の結果を議長に提出願います。

～日程第11 議案第34号 町道の路線廃止について～

～日程第11 議案第35号 町道の路線認定について～

○議長(河合永充君) 次に、日程第11、議案第34号、町道の路線廃止について及び日程第12、議案第35号、町道の路線認定についての件を一括議題とします。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河合永充君) 異議なしと認めます。

よって、日程第11、議案第34号及び日程第12、議案第35号について一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長。

○建設課長(山下 誠君) ただいま上程いただきました議案第34号、町道の路線廃止並びに議案第35号、町道の路線認定について一括して提案理由を申し上げます。

議案書の65ページをお開きください。

永平寺町合併に伴い旧3町村の独自の道路台帳を引き継いでおりましたが、図面縮尺、台帳記載数値のけた、道路幅員の考え方などの詳細な定義がないことから、道路台帳の記載内容が異なり道路台帳管理業務が煩雑化しておりました。そのようなことから旧3町村の道路台帳デジタル化と町道路線の適正化及び路線の再編成を図り統一した成果内容を作成すべく、永平寺町道路台帳の整備を実施させていただきました。

このことにより、道路台帳調書、道路延長、道路名称などが見直されたために、道路法第10条第3項に基づき旧3町村の全路線の一括町道の路線廃止をお願いするものであり、町道廃止路線といたしまして、松岡地区408路線、延長9万

1, 470.5メートル、永平寺地区140路線、延長5万7,442.2メートル、上志比地区169路線、延長5万7,029.2メートル、合計717路線、延長20万5,941.9メートルでございます。

引き続き、議案書の92ページをお開きください。

次に、議案第35号、町道の認定路線でございますが、先ほど町道の路線廃止をお願いいたしました町道につきまして、延長、幅員などの測量、路線の再編成を行い、道路法第8条第2項に基づき、新たに全路線の一括町道の路線認定をお願いするものでございます。

町道認定路線といたしまして、松岡地区408路線、延長9万1,779.7メートル、永平寺地区138路線、延長5万6,743.4メートル、上志比地区169路線、延長5万7,163.8メートル、合計715路線、延長20万5,686.9メートルでございます。

認定路線が717路線から2路線減少し715路線になりました理由といたしまして、永平寺地区の花谷4号線及び谷口10号線の2路線につきまして、現在、機能補償道路一般県道栃神谷鳴鹿森田線として整備されており、上位路線として福井県によって管理されているために当該路線を廃止とさせていただきました。

また、路線延長が255.0メートル減につきましては、路線の再編成を行い現地の再測量によるものでございます。

なお、路線の廃止及び路線の認定に係る図面につきましては、大変枚数も多いことから、さきの議会全員協議会でご了解をいただき議会事務局のほうに備えつけさせていただいております。

以上、よろしくご審議いただきまして、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（河合永充君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

3番、金元君。

○3番（金元直栄君） 今回初めて合併後、いわゆる町道の総延長距離とか件数、また各旧行政区ごとの路線の距離がわかりました。そういう意味では貴重なことだと私自身が思っているんですが。

ただ、松岡地区では約91キロ前後というのは意識の中にはあったんですが、約91キロですね。永平寺地区では、今度は新路線になるのは56.7キロ、上志比地区では57.16キロということになりますけれども、これは以前もちょ

つと言わせていただきましたが、いわゆる町道の認定の条件とかいうのにいささか各行政区で差があったのではないかと。

これは何でほんなことを言うかといいますと、県道とか国道の関係もあるので一概には言えないということをちょっと前置きとして言っておきますが、各区においては町道に認定していただければ、これだけ大きい差があるというんですかね、ちょっとあれなんです、町道の認定距離が多くされているということは、その区の人たちの管理する負担が減るということにもつながっていると思うんです。しかし現実的には、人口でいうと上志比とかはかなり多いわけですが、今度は一部新たな機能補償道路になるとはいえ、その延長が上志比よりも旧永平寺のほうが少ない。松岡は面積が少ないのに91キロあるというところで、今は町の事業については町民の皆さんの負担はなくなってきたということがあるんですけども、町道の認定等についてあんまり不公平感がないように、こういうのを機会に見直して行ってほしいなどは思っているんですが、その辺いかがでしょう。

○議長（河合永充君） 建設課長。

○建設課長（山下 誠君） ただいまのご質問でございますが、確かに永平寺地区並びに上志比地区につきましてはほぼ同キロ数の町道認定の数字となっております。しかしながら、これは旧3町村のときの考え方、4メートル以上である町道を認定するかとか、あるいは4メートル以下であっても町道に認定をするかというような考え方の相違もあったかと思えます。よって、こういうことにつきましては、合併後、4メートル以上あるいは幹線道路に接続しているものであるとか、あるいは先ほど議員さん仰せのと通りの県からの移譲の分もございしますが、そういうものについては一定の規約を設けた形の中で動かしていただいております。

また、松岡につきましては、行政区が小さい割には距離数が多いということになりますと、市街化の区域の中の町道網がかなり多くなってきておりますので、そういうところから数字が91キロ余りになっているかと思っております。

以上でございます。

○議長（河合永充君） 3番、金元君。

○3番（金元直栄君） その道路の認定状況による住民の負担という意味では不公平感のないようにということをするんですが、サービスの面でいうと、例えば除雪の問題でいうと、町道だと除雪体制は町としても割ときちっとした体制をとるといことはあると思うんです。町道でない場合はなかなか難しい面があったりするわけですね。そんなことも含めてやっぱりこうやって全部統一的に管理するた

めにその距離も再測量して、第何号線とかいうように名称も変えるという機会があったわけですから、これを機会にそういうことも含めて、本当に住民にとっては不公平感が残らないようないろんな見方とかということを進めていただきたいと思います。また、そんなのは機会あるごとに質問していきたいと思います。

○議長（河合永充君） 建設課長。

○建設課長（山下 誠君） 今ほどの町道による除雪の対応と町道でない場合の除雪の対応というような違いがあるのではないかというようなご質問でございますが、除雪の入る前に、区道とかその各区の区長さんのほうにご要望を聞いております。そういうところから、町道でない場合におきましても除雪の対応をさせていただいて不公平感のないような形をとらせていただいております。

以上でございます。

○議長（河合永充君） ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河合永充君） ないようですから、質疑を終わります。

日程第11、議案第34号、町道の路線廃止について及び日程第12、議案第35号、町道の路線認定についての件を、会議規則第39条第1項の規定により産業建設常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河合永充君） 異議なしと認めます。

よって、本件を産業建設常任委員会に付託することに決定しました。委員会におかれましては、休会中に審査をしていただき、今定例会中に審査の結果を議長に提出願います。

暫時休憩します。

（午後 4時15分 休憩）

（午後 4時15分 再開）

○議長（河合永充君） 休憩前に引き続き再開します。

お諮りします。

これをもちまして本日の日程はすべて議了しました。

本日はこれをもちまして散会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河合永充君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって散会することに決定しました。

本日はこれをもって散会します。

なお、あす31日、9月1日、2日、3日、4日を休会したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河合永充君) 異議なしと認めます。

よって、あす31日、9月1日、2日、3日、4日は休会とします。

5日は定刻より本会議を開催したいと思いますので、ご参集のほどよろしくお願ひします。

本日はどうもご苦労さまでした。

(午後 4時16分 散会)